

重要事項説明書(特別高圧・高圧)

特別高圧および高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。

詳細につきましては、当社電気需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本説明書と当社電気需給約款の内容が異なる場合、本説明書の記載を優先します。

1. 申込み方法

当社の電気需給約款等の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

2. 電気供給契約の成立および契約期間

- (1) 電気供給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、供給開始日から4月検針日前日までを初年度の契約期間とし、それ以降は、毎年4月検針日から翌年4月検針日前日までを契約期間とします。
- (3) 電気供給契約は、お客さままたは当社から意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同条件で継続されるものとします。

3. 契約電力

- (1) 特別高圧の契約電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。
- (2) 高圧の契約電力は、500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。
- (2) 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

5. 電気料金

料金は、基本料金(力率修正後)、従量料金(電源料金、固定従量料金)、燃料費等調整額および制度対応費(再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金相当額)の合計に付帯契約料金(予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金)を加えたものとします。基本料金単価、電源料金単価、固定従量料金単価および付帯契約料金単価は、「電気供給契約書」に記載するものとします。

6. 契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、託送供給等約款で定められる接続送電サービス基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は原則として毎月の計量日から翌月の計量日の前日までの期間とします。

9. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、算定期間終了日の属する月の翌 20 日に、当社指定の方法によりお支払いいただくものとします。
- (2) 工事費負担金については、その都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただくものとします。
- (3) 料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて遅延利息(年率 10 パーセント)を申し受けます。

10. お客さまへのお願い

- (1) 需要場所への立入りの許可
電気供給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、当社担当者がお客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知してくださいようお願いいたします

11. 契約の変更・解約

- (1) 契約期間中、電気供給契約の内容は、原則として変更できないものとします。
- (2) 契約の廃止希望日の 2 ヶ月前までに書面により解約の申入れをいただくことで、電気供給契約を解約することができるものとします。
- (3) 当社から電気供給契約を廃止する場合、当社は契約の廃止希望日の 2 ヶ月前までに書面により解約申入れを行うものとします。
- (4) 当社は、電気供給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気供給契約の解除を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、電気の供給を停止する場合には、供給停止の 15 日前までに予告いたします。
- (5) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. 違約金

- (1) お客さまは、お申込み後、供給開始前までの期間内にお申込みをキャンセルされる場合には、違約金を支払うものとします。(違約金については、電気供給約款第 30 条(4)に記載)

- (2) お客さまは、供給開始日から1年を経過する前に当社との電気供給契約の解約を希望される場合、または供給開始日から1年以上が経過した後にあつて解約申入れから解約希望日までの期間が2ヶ月に満たない場合には、以下の数式によって算出される金額を違約金として支払うものとします。ただし、1.(2)の初年度の契約期間であつて、供給開始後一年満たない場合に契約更新となり、解約する場合はその限りではありません。

違約金算出方法:

- ① 残余月における見積時の使用量 kWh × 固定従量料金(託送従量+サービス費)および
- ② 基本料金 × 契約電力 × 残余月 × 20%

違約金=①+②

13.その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことで、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。
詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款および電気供給契約書によるものとします。

■ 小売電気事業者

株式会社 Loop(小売事業者登録番号:A0021)

TEL:0120-606-861 (平日 9:30~17:30)

<https://loop-denki.com/high-v/>